

## 支給要件の特例等

### (1) 支給対象外

以下の者は**支給の対象となりません**。

国、地方公共団体、公共法人(国立大学法人、独立行政法人等)、暴力団及び暴力団員等、代表者又は役員のうち暴力団員等がいる中小事業者、性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者、政治団体、宗教団体、大企業

### (2) 農業者への支給について

農業者については、**次のいずれかの経営体である場合のみ支給対象**となります。

認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、農業法人

### (3) 法人化した場合、新規開業した場合の特例

以下の例は、**支給対象となる場合がありますので、申請要領をご確認ください**。

- 令和3年1月から申請日までに事業承継又は法人化し、事業の業態や所在地等が事業承継等前と実質的に同様であると認められる場合
- 令和3年1月～9月までに新規開業(県外からの移転含む)した場合

## 申請方法の詳細

### (1) インターネットによる電子申請

以下の県のホームページから申請ページにアクセスし、申請を行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/rinjiouenkin.html>

※添付書類の合計が50MBを超えると申請できません。

50MBを越える場合は、原則書面申請としてください。



### (2) 郵送等による書面申請

**レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法**により、申請書と添付書類を送付してください(1月31日消印有効)。

【送付先】〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県事業継続臨時応援金審査デスク 宛



## 申請に関する注意事項

- 審査過程において、職員による事情聴取、立入検査等を行うことがあります。また、追加資料や令和4年分の確定申告書の写しの提出を求める場合があります。
- **不正受給は犯罪**です。悪質な場合は、申請者名及び屋号等を公表するとともに、告訴等の対応をさせていただきます。
- 虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。  
※併せて加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。